

法制審議会から探る

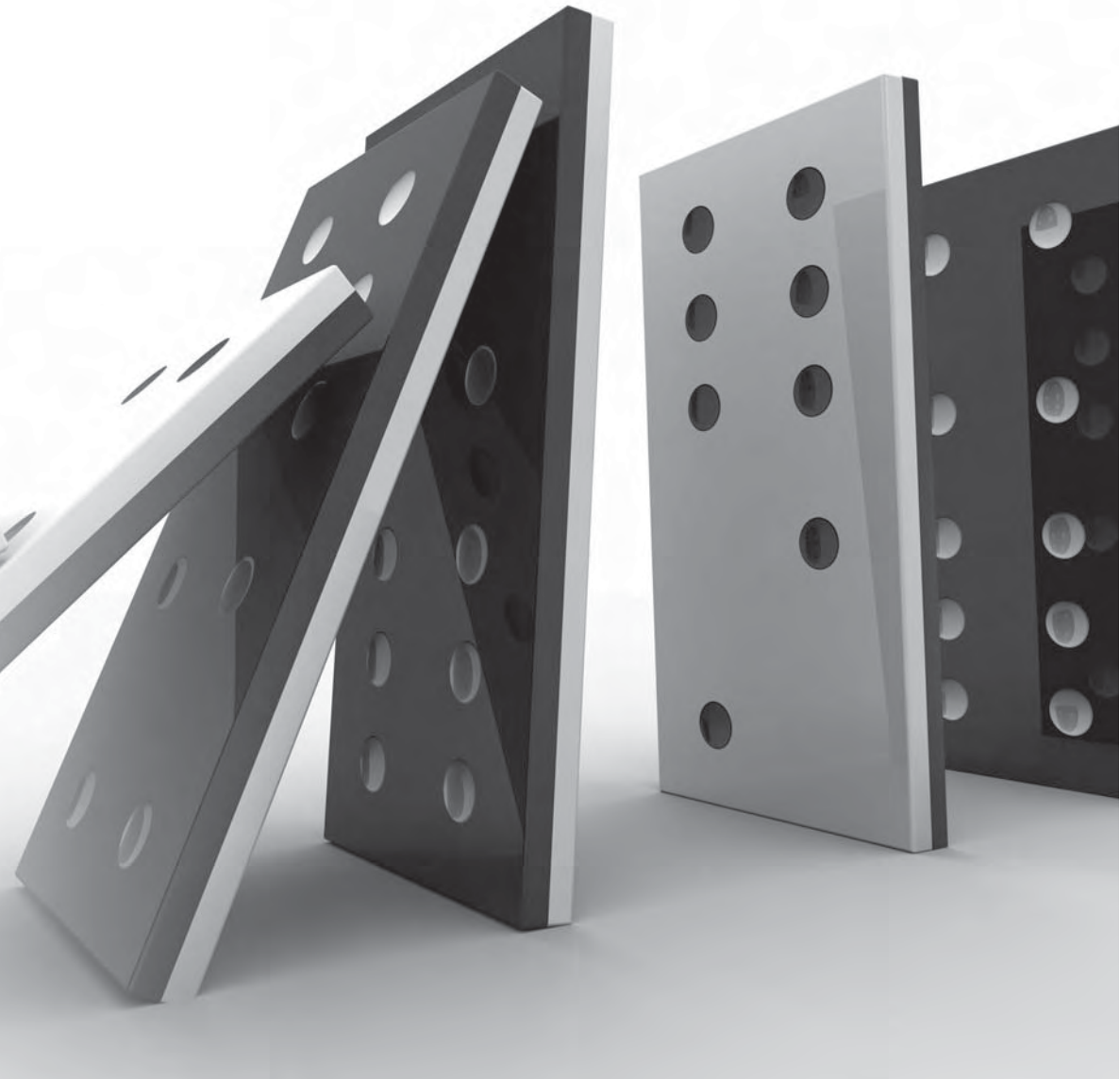
債権法改正のポイント

企業法務に与えるインパクトを中心に

PART I

弁護士 米山健也

●法制審議会が進んでいる債権法改正の議論について、現状と企業法務へ与える影響を中心に解説する。



はじめに

① これまでの経緯について

法務大臣は、平成二二年一〇月二八日に開催された法制審議会に、民法（債権法）の抜本的改正を諮問し、法制審議会は、同年一月二四日、民法（債権関係）部会（以下「部会」という）の第一回を開催し、以降、部会は平成二三年一月一日までの間に二回の会議を開催している。

部会は「当面の目標」として、平成二三年四月ごろを目標に「中間的な論点整理」をし、パブリックコメントを実施することである。ここでパブリックコメントの対象となる「中間的な論点整理」は、いわば論点の洗い出しのよう

なもので、いわゆる「中間試案」的なものにはならない見込みである。

② 法制審議会における議論の状況について

部会の議事録および配付資料は、すべて法務省のウェブサイトにアップロードされている。

筆者がそれを読んだ感想は、法務省に所属する委員や幹事のスタンスは、極めてニュートラルであり（注1）、法務省が特定の方向（例えば、民法（債権法）改正検討委員会の『債権法改正の基本方針』（注2）など）に議論を誘導するというような気配は見られないというものである。

実際にも、ことが民法（債権法）改正という大きな問題であるため、各界ともエース級の委員および幹事を揃えており（少なくとも弁護士出身の委員および幹事はそうである）、そういった人たちが、法務省の言いなりになるはずもない。

③ 本稿の目的

本稿の目的は、このような部会の議論、特にそのうちの企業法務

に影響を与える部分に重点を置き、それを解説することにある。将来の改正法を予測して先取りして紹介するのはないことを、ご了承ください。

現在、部会で議論されている事項については、将来の改正につながっていくものもあるであろうし、そうでないものもあるであろう。

そして、そのうち、将来の改正につながるのではないかかもしれないものについての議論の状況を理解することも、極めて重要なことであると筆者は考える。

例えば、今回の民法（債権法）改正問題において、一つの目玉となった、債務不履行の免責事由における「契約において引き受けていなかった事由」という考え方が、果たして改正に盛り込まれるかどうかはわからない。しかし、仮に、この考え方が改正法に盛り込まれることがなかったとしても、部会での議論等を通じて、私たちは「契約に基づくリスク分担」という考え方を「知ってしまった」のである（注3）。

この考え方を知ってしまった以上、改正の内容がどうあれ、今後の企業法務の現場、特に、契約書

作成の現場において「契約に基づくリスク分担」が十分に意識されていくようになることは明らかである。

以下においては、このような観点から、部会での議論の状況を解説し、企業法務に与える影響についての筆者の見解を述べたい。

- （注1）内田貴「法制審議会における議論の現状」月刊『ビジネス法務』（中央経済社、2011年1月号12頁）。
- （注2）『別冊NBL No.126』（商事法務）。
- （注3）現行法の下でも、契約自由の原則があるのであるから、損害賠償の免責事由において「契約において引き受けていなかった事由」の有無によって免責事由を判断するとの法改正がなされなかったとしても、契約においてあらかじめリスク分配をしておけば、それに基づいて免責の有無が判断されることになる。そういう意味では、債務不履行の免責事由の有無を「契約において引き受けていなかった事由」で判断するという考え方は、単に「寝た子を起す」だけの話であり、そんなにドラスティックな話ではないではないかとの考え方もありうる。しかし、反面、何もあえて「寝た子を起す」ことはないじゃないかとの考え方もありうる。ともあれ、今回の民法（債権法）改正においてクローズアップされた「契約において引き受けていなかった事由」という考え方は、それが改正法に盛り込まれるか否かは別にして、寝た子を半分位は起こした効果があったであろう。



現場で「意識」される!?
「契約に基づくリスク分担」

よねやま・けんや 東京法律会計事務所所属。東京大学法学部卒業。平成8年弁護士登録。日本弁護士連合会司法制度調査会委員および東京弁護士会法制委員会副委員長。著書に「こんなときどうする＝会社の法務＝企業活動トラブル対策Q&A」（共著・第一法規）、「民法改正を知っていますか? ～全容・諸論点早わかりQ&A～」(序文を執筆・民事法研究会)など。

日常業務にひそむ著作権侵害のリスクとは一。
知っておきたい著作権の基本知識やトラブル防止策について、
専門家に対談形式で解説してもらう。

撮影／黒田雄一



Kazuo Makino

こんなとき 法務対談 どうする？

著作権トラブル 防止策

弁護士・弁理士・米国弁護士
大宮法科大学院大学客員教授

弁護士
牧野和夫
萩谷麻衣子

うでしょう。

牧野 そうですね。著作権法30条には「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において」使用できるとあります。例えば音楽CDを借りてきて、家でiPodにコピーして楽しむ、ということとは個人的な範囲内ですが、他方、企業は営利を目的としたものですから、無許諾の複製を行えば、一人企業であっても侵害に当たり、やはり許諾を取って使用料を支払う必要があります。

業務内でコピーをする際は著作権者に許諾を

萩谷 例えば、社内研修で参考となる雑誌記事のコピーを社員に頒

布することは著作権侵害ですか。

牧野 著作権の中に支分権として含まれる複製権と譲渡権の侵害になりますね。同法30条の著作権の制限にも該当せず、それぞれの行為ごとに権利者に許諾をもらわなければなりません。

アメリカの判例に、約四〇〇〇、五〇〇人の研究者がいる企業で業務中に、ある科学雑誌を全文コピーして配布し、著作権侵害で使用料相当額を払うことになったもの(注1)があります。

萩谷 著作権法において著作権の一定の制限に当たらない場合は、使用する際、著作権者の許諾を得る必要があるわけですね。

では、社内のプレゼンで参考となる新聞記事をプロジェクターで

(注1) Texaco事件。
AMERICAN GEOPHYSICAL UNION v. TEXACO INC., 60 F. 3d 913 (2nd Cir.1994)
(注2) 東京地判平成6年2月18日判時1486号110頁。



Maiko Hagiya

萩谷 企業の日常業務の中で、起こりがちな著作権の問題について触れてみたいと思います。

まず、著作権とはどのようなものなのでしょうか。

牧野 著作権の保護の対象となるのが著作物であり、著作物というのは著作権法に「思想または感情の創作的な表現」と定義されています。

身近な例ですと、コンピュータのソフトウェアや音楽や映画のDVDなどのエンタメ系のコンテンツも大体は著作権法で保護されます。

萩谷 アイディアについてはいかがでしょうか。

牧野 小説や論文は言語の著作物となり表現行為として保護されますが、背後にあるアイディアは表現行為ではないので保護されません。アイディアは特許など別の制度によって保護されます。

萩谷 では、インターネット上のウェブサイトや地図・写真などを業務で使うときに、勝手に利用すると著作権侵害になる可能性があるんですね。著作権法30条に私的目的の複製は許されると規定されていますが、業務で使う場合はど

例えばコピーサイトに掲載されている資本金や社長名などは、客観的事実なので保護されません。ところが事実でも新聞記事の場合は、記者の感情や思想が入っているため、著作物としての保護を受けると思います。

また、日本経済新聞の記事を要約し英訳して外国企業に販売した、という判例(注2)もあります。業者は「記事は客観的な事実だから良い」という主張を行いました。が、東京地裁の判決で「記事そのものをベースにして、改変して事実だけを抜き出している。そのため、二次的著作物となり改変行為にあたる」ということで著作権法27条の翻案権の侵害という判断になりました。

萩谷 新聞記事で公表されているからと安易に使用せず、新聞社に確認した方が良いということになりますね。

牧野 ただ、大学など学校教育法で制定された機関は、教育目的の複製が許されているなど一定の利用が認められています。

萩谷 では、他社のウェブサイトのデザインを自社のサイトに流用するケースはいかがですか。